







# 大矢野原演習場(R7)浄化槽汲み取り清掃等役務

大矢野原演習場(R7)浄化槽汲み取り清掃等役務					
件名	表紙				
図名	管理科長	営繕班長	演管班長	企画主任	管財係
					
所属	北熊本駐屯地業務隊管理科				縮尺
作成年月日	令和7年2月25日				図面番号
					1/2

# 特記仕様書

- 1 件 名：大矢野原演習場(R7) 浄化槽汲み取り清掃等役務
- 2 場 所：熊本県上益城郡山都町北中島2160 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 大矢野原演習場 廠舎地区 基本射場
- 3 概 要：各作業内容のとおり作業を行い、浄化槽の安定化及び機器類の保護に努める（浄化槽関係 法令及び各条例による）

- 4 浄化槽の種類等  
 (1) 廠舎地区：合併処理浄化槽500人槽 フジクリー工業製 PC型（放流水質 BOD 2.0 mg/L以下）  
 (2) 基本射場：単独処理浄化槽 4.5人槽 ダイキ PL4.5型

- 5 各清掃内容等  
 ア 作業内容  
 (1) 浄化槽汲み取り清掃（廠舎地区浄化槽が対象）  
 (2) 汚泥濃縮貯留槽、放流ポンプ槽及び来雑物除去槽における全てのスカム及び貯留汚泥等の汲み取りを実施すること。  
 (3) 槽内各機器等の洗浄を実施すること。  
 (4) 汲み取り清掃の実施において低下した槽内の水位は、通常水位まで復帰させること。  
 (5) 各槽内の稼働状況の確認を実施すること。  
 (6) 清掃終了後、作業伝票及び汲み取り記録を作成し、写真とともに係官へ提出すること。

イ 実施時期、予定数量

清掃箇所	実施時期												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
汚泥濃縮貯留槽	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	186
放流ポンプ槽	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	26
来雑物除去槽	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	82.8

※単位はL

- (2) 浄化槽付帯設備汲み取り清掃（廠舎地区浄化槽が対象）  
 ア 作業内容  
 (1) 中継ポンプ槽内の来雑物、ポンプ底部の堆積物及び油分離槽の堆積物の汲み取りを実施すること。  
 (2) 移水ポンプ部及びスクリーン部の洗浄を実施すること。  
 (3) 清掃終了後、作業伝票及び汲み取り記録を作成し、写真とともに係官へ提出すること。

イ 実施時期、予定数量

清掃箇所	実施時期												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中継ポンプ槽、油分離槽	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	68.4

※単位はL

- (3) 廠舎地区浄化槽汚泥汲み取り清掃調整（廠舎地区浄化槽が対象）  
 ア 作業内容  
 (1) ばっ気型スクリーン、流量調整槽、担体流動槽、担体濾過槽、消毒放流ポンプ槽内におけるスカム、来雑物及び堆積汚泥の汲み取りを実施すること。  
 (2) 槽内機器等の洗浄を実施すること。  
 (3) 流量調整槽及び消毒放流ポンプ槽を除く各槽の中間水については、移水を実施すること。  
 (4) 汲み取り清掃の実施において低下した槽内の水位は、通常水位まで復帰させること。  
 (5) 清掃終了後、各単体装置の再起動及び調整を実施すること。  
 (6) 各槽内の稼働状況の確認を実施すること。  
 (7) 清掃終了後、作業伝票及び汲み取り記録を作成し、写真とともに係官へ提出すること。

イ 実施時期、予定数量

清掃箇所	実施時期												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
廠舎地区浄化槽汚泥汲み取り清掃調整						30							60

※単位はL

- (4) 基本射場浄化槽汚泥汲み取り清掃調整（基本射場浄化槽が対象）  
 ア 作業内容  
 (1) 沈殿分離室、接触ばっ気室、沈殿室、消毒室、消毒室、放流ポンプ室の汚泥の汲み取り清掃を実施すること。  
 (2) 槽内機器等の洗浄を実施すること。  
 (3) 汲み取り清掃の実施において低下した槽内の水位は、通常水位まで復帰させること。  
 (4) 清掃後、各単体装置の再起動及び調整を実施すること。  
 (5) 各槽内の稼働状況の確認を実施すること。  
 (6) 清掃終了後、作業伝票及び汲み取り記録を作成し、写真とともに係官へ提出すること。

イ 実施時期、予定数量

清掃箇所	実施時期												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本射場浄化槽汚泥汲み取り清掃調整											6.8		6.8

※単位はL

- 6 その他  
 (1) 施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において復旧すること。  
 (2) 作業に関し、疑義を生じた場合は係官と協議すること。  
 (3) 作業日時については、係官との調整による。